



## 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額は4月～8月までは、平成28年度村民税所得割額によって計算され、9月からは平成29年度村民税所得割額から計算されます。そのため、利用者負担額決定通知書は年2回お送りすることになります。

利用者負担額は、父母それぞれの村民税額の合計で算定します。ただし、父母以外の扶養義務者（同居の祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、父母以外の扶養義務者（家計の主宰者）の村民税額を含めて利用者負担額が算定されます。利用者負担額については、下記とおりです。

### ●利用者負担額（保育料）一覧表

各月初日の入所児童の属する世帯階層区分		利用者負担額（月額）				
		3歳未満児		3歳以上児		
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	
第2	村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円	0円	
		ひとり親世帯等以外の世帯	4,000円	3,800円	2,000円	1,800円
第3	村民税均等割のみの世帯	ひとり親世帯等	4,500円	4,450円	2,500円	2,450円
		ひとり親世帯等以外の世帯	10,000円	9,900円	6,000円	5,900円
第4	村民税所得割のある世帯所得割課税額	48,600円未満 ひとり親世帯等	5,250円	5,200円	3,250円	3,200円
		ひとり親世帯等以外の世帯	11,500円	11,400円	7,500円	7,400円
第5	48,600円以上	ひとり親世帯等	6,900円	6,800円	4,500円	4,400円
		ひとり親世帯等以外の世帯	13,800円	13,600円	9,000円	8,800円
第6	57,700円未満	ひとり親世帯等	8,600円	8,500円	5,600円	5,500円
		ひとり親世帯等以外の世帯	17,200円	17,000円	11,200円	11,000円
第7	57,700円以上	77,101円未満	21,600円	21,400円	14,100円	13,800円
第8	77,101円以上	97,000円未満	26,100円	25,800円	17,000円	16,600円
第9	97,000円以上	157,000円未満	30,000円	29,500円	23,000円	22,700円
第10	157,000円以上	198,000円未満	34,500円	34,000円	24,000円	23,600円
第11	198,000円以上	234,000円未満	35,000円	34,500円	24,000円	23,600円
第12	234,000円以上	330,000円未満	36,000円	35,400円	25,000円	24,600円
第12	330,000円以上		36,000円	35,400円	25,000円	24,600円

#### 備考

○同一世帯において2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、地域型保育事業所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している際には、それらの子どものうち最年長のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額はこの表に定める利用者負担額とし、最年長の次に年長のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額はこの表に定める利用者負担額の半額とし、その他のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額は0円とする。

○第4階層及び第5階層に該当する世帯（ひとり親世帯等を除く。）で、特定被監護者等が2人以上いる場合、次年長のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額は基準額の半額とし、その他のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額は0円とする。

○第4階層から第6階層までに該当する世帯（ひとり親世帯等に限る。）で、特定被監護者等が2人以上いる場合、次年長以降のものが支給認定子どもであるときは当該支給認定子どもの利用者負担額は0円とする。

